

○議長（吉田敏郎）

日程第15 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和元年9月3日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。

1、平成30年度決算に基づく開成町健全化判断比率、単位はパーセントになります。先に備考について御説明をいたします。

（1）、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合、及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、「－」と表記いたします。

（2）、括弧内は開成町における早期健全化基準です。

それでは、表を御覧ください。実質赤字比率「－」、基準値15.00、連結実質赤字比率「－」、基準値20.00、実質公債費比率6.2、基準値25.0、将来負担比率28.4、基準値350.0であります。

続いて2、平成30年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率になります。こちらも単位はパーセントでございます。

先に備考について御説明をいたします。（1）資金不足比率が算定されない場合「－」と表記をいたします。

（2）、括弧内は、開成町における、経営健全化基準です。

開成町下水道事業特別会計「－」、開成町水道事業会計「－」、基準値はどちらも20%でございます。

次のページになります。平成30年度開成町の健全化判断比率審査意見書でございます。この中で4番目、審査の結果になります。健全化判断比率は、特段の問題はなく、健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められると、令和元年8月5日に監査委員から町長に提出をされております。

次のページをお願いいたします。

平成30年度開成町の資金不足比率審査意見書になります。この中で4番目、審査の結果です。公営企業等の資金不足比率は特段の問題はなく、健全な財政運営がなされている。またその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められると、令和元年8月5日に監査委員から町長に提出をされてございます。

それでは内容を説明させていただきます。この報告は、平成19年6月に交付されました、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき行うものでございます。同法第3条、健全化判断比率の公表等の規定において、地方公共団体の長は、毎年度の決算の提出を受けた後に、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにこの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとされております。同様に同法第22条において公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告する旨規定をされてございます。これらの定めに従いまして、監査委員の審査を受け、議会に報告をするものでございます。

2ページにお戻りください。それぞれの比率について御説明をいたします。また平成30年度開成町歳入歳出決算事業別説明書資料編、こちらの4ページに健全化判断比率3カ年増減一覧を掲載してございます。資料編の4ページになります。よろしいでしょうか。こちらのほうもあわせて御覧をいただきたいと思っております。

1、平成30年度決算に基づく開成町健全化判断比率。実質赤字比率です。普通会計を対象としたもので、本町においては、一般会計と給食事業特別会計が該当をします。その普通会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合をパーセントで表示するものでございます。

事業別説明書資料編4ページ、健全化判断比率3カ年増減一覧を御覧いただきたいと思っております。平成30年度の数値は、マイナス7.50%です。前年度と比較して0.9ポイント増となっております。以後、この一覧を使って、御説明をいたしますので、本ページを開いたままをお願いをしたいと思います。

よって、報告書式においては、もとより実質赤字が存在しませんので「-」という表示になってございます。

連結実質赤字比率です。一般会計と特別会計、公営企業会計を加えた会計、すなわち決算書記載の全ての会計を対象に実質赤字額を標準財政規模で割った率合をパーセントで示してございます。

増減一覧を御覧いただきたいと思っております。平成30年度の数値は、マイナス28.04%でございます。前年度と比較して5.3ポイントの増となっております。報告書式においては、もっともより実質赤字が存在しませんので「-」という表示になってございます。

実質公債費比率です。地方債の元利償還金、いわゆる公債費、それから準元利償還金と呼ばれる特別会計繰出金のうち地方債の元金償還金に充てられたと認められる部分、それから一部事務組合の負担金のうち地方債の元利償還金に充てられたと認められる部分を標準財政規模で割った率合をパーセントで表示をいたします。

増減一覧を御覧いただきたいと思っております。平成30年度の数値は6.2%です。前年度と比較して0.5ポイントの減となっております。報告書式においても、同じく6.2%と記載をしてございます。

将来負担比率になります。地方債の現在高、債務負担行為による支出予定額、公営企業等への繰出見込額、一部事務組合の負担等の見込額、退職手当の負担見込額など、将来にわたって負担が生じるものを将来負担額と呼んでおります。この将来負担額から充当可能な基金額や基準財政需要額、歳入見込額を除いたものを分子とし、標準財政規模で割った率合をパーセントで表示するものでございます。

増減一覧を御覧いただきたいと思っております。平成30年度の数值は、28.4%です。前年度と比較して、2.1ポイントの減となっております。報告書式においても、同じく28.4%と記載をしております。

2に移りまして、平成30年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率になります。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である、料金収入の規模と比較して、指標化をするものでございます。これによって、経営状態の悪化の度合いを示すということになってございます。

上段の下水道事業特別会計は、実質収支を事業規模で割って算出をしております。資金不足ではありませんので、「－」という表示になっております。

参考までに、計算によって導き出されました算出数值は、マイナス34.9%となっております。

下段の水道事業会計は、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って、算出をいたします。こちらも資金不足ではありませんので、「－」という表示になっております。

参考までに算出された数值としましては、マイナス309.7%となっております。

報告は以上です。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

ないようですので、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了といたします。